

写

28東監発第46号
平成29年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 肥沼 茂 男 様

東村山市監査委員 飯田 武 夫
同 赤木 盛 一
同 駒崎 高 行

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

財政援助団体	公益社団法人東村山市シルバー人材センター
担当所管課	健康福祉部高齢介護課
監査の範囲	平成27年度及び平成28年度（平成28年4月1日から平成28年10月31日）に執行された補助金に関する事務及び当該事務の執行

第3 監査の着眼点

「財政援助団体」

- (1) 補助金の交付申請及び申請時期は適切か
- (2) 補助金に係る会計経理は適正か
- (3) 補助金の使途は適正か
- (4) 補助金事業はその目的に沿って適正に行われているか
- (5) その他財務及び事務事業に関する必要事項

「担当所管課」

- (1) 補助決定は適正か
- (2) 補助額及び交付時期は適切か
- (3) 実績報告は確実に実行されているか
- (4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか

第4 監査の主な実施内容

監査対象の財政援助団体及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成28年12月1日から平成29年2月24日まで

実施内容	実施場所	日 程
説明聴取	監 査 室	平成29年2月16日
講 評	監 査 室	平成29年2月24日

第6 監査の結果

財政援助団体の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

1. 財政援助団体の名称

公益社団法人東村山市シルバー人材センター

2. 設立及び目的

昭和 54 年 7 月 26 日	東村山市高齢者事業団設立
平成 2 年 7 月 2 日	社団法人東村山市シルバー人材センターに改称
平成 23 年 4 月 1 日	公益社団法人東村山市シルバー人材センターに移行

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3. 事業内容

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他このセンターの目的を達成するために必要な事業

4. 組織

会員数は、会員数 1, 278 人 (H28.6.23 現在)

組織は、理事 16 名、監事 2 名、理事のうち 1 名を代表理事 (会長)、1 名を代表理事 (副会長) 及び 1 名を常任理事とし、常任理事は、事務局長を兼ねている。

また、事務局長以下 6 名 (H29.2.24 現在) の職員を置いている。

5. 会計

会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計である。

6. 市との関係

市は、公益社団法人東村山市シルバー人材センター運営費補助金に関する

る規則に基づき、補助金を交付している。

平成27年度 40,464,141円（決算額）

平成28年度 44,414,000円（概算交付決定額）

7. 市補助金の対象経費

公益社団法人東村山市シルバー人材センター運営費補助金に関する規則第2条に規定する経費

- (1) 公益目的事業費及び法人事業費
- (2) 就業機会拡大支援事業費
- (3) 一般労働者派遣事業

8. 運営費

会員の会費、事業収益、補助金（国庫、都、市）、その他の収入をもって事業運営を行っている。

9. 指摘・要望事項

(1) 指摘事項

- 1) 職員の時間外勤務手当の支給に、算定誤りが見受けられた。また、契約書に契約解除要件が記載されていないものや、施設維持管理経費の予定価格が100万円を超える請負契約について、指名競争入札によらず契約されているものが見受けられた。

公益社団法人東村山市シルバー人材センター規程に基づき適正に処理されたい。

- 2) 臨時職員の有給休暇の付与や賃金支給の算定誤りが見受けられた。関係法令等に準じて、臨時職員雇用要綱を随時、見直しや改訂を行うなど適正にされたい。

(2) 意見・要望事項

- 1) 平成28年度より就業機会拡大支援事業として「シルバー派遣事業」、「介護予防・生活支援サービス事業」、「60歳からのカルチャースクール」などの新規事業に取り組まれている。

積極的に民間へ就業機会の開拓を進め契約を取り交わし、会員就業機会の目標を達成したことは、民間や市民に信頼を得たものであると評価される。今後も継続し、就業を通じ、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図れるよう努力され、市民に喜ばれることを期待する。

- 2) 高齢介護課は、シルバー人材センターと連携を図り、適正・適切な

運営がなされるよう、規程や要綱の確認及び必要な改訂について指導・助言をなされたい。